

三条市例規データベースシステム運用等業務
調達仕様書

令和4年5月

三 条 市

三条市例規データベースシステム運用等業務調達仕様書

1 業務の名称

三条市例規データベースシステム運用等業務

2 業務の目的

この業務は、当市の例規をデータベース化し、検索、表示、印刷、Webでの公開機能等を有する例規データベースシステム（以下「システム」という。）の導入及び運用を委託し、例規管理に係る事務の効率化及び法制執務体制の充実を図ることを目的とする。

3 契約期間及び履行期間

(1) システム導入

契約締結の日から令和5年3月31日まで

(2) システム運用

令和5年4月1日から令和15年3月31日まで

※ 本市から委託期間の延長依頼、又は契約の更新依頼があったときは、これを受託すること。なお、この場合における契約は、本業務の契約内容に準じた内容により締結するものとし、契約金額は、選定時（プロポーザル）に提出された令和15年4月以降の見積金額を前提に、本市と受託者が協議して決定する。

4 業務の内容

本業務の範囲は次のとおりとする。

(1) システム導入

次に掲げる要件を満たすシステムを構築し、提供すること。

ア 提供形態

インターネットデータセンター（以下「IDC」という。）を利用したクラウド方式とし、最低限次の要件を満たした上で受託者が最適と考える提案をすること。

(ア) 利用するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）又はISMSクラウドセキュリティ認証を取得していること。

(イ) 内部用環境とは別に外部公開用環境があること。

(ウ) 稼働後、10年間利用することを前提としたシステム、サーバであること。

- (エ) 日次でバックアップを実施し、障害時はバックアップデータから前日の状態に復旧できる構成であること。
 - (オ) ファイアウォール機能及びウイルスチェック機能にて、サーバの安全性を確保するとともにシステムに必要な最新パッチ情報を適用する体制が構築されていること。
- イ 基本要件
- 導入するシステムは次の全てを満たしていること。
- (ア) 次のクライアント環境で利用できること。
 - a 内部用環境
 - OS : Microsoft Windows 10 以降のバージョン
 - オフィスソフト : Microsoft Office2016 以降のバージョン
 - ブラウザソフト : Microsoft Edge、Google Chrome、FireFox 等の Web 標準に準拠したモダンブラウザ
 - b 外部公開用環境
 - 上記端末環境のほか、最新のスマートフォン及びタブレット環境で利用できること。
 - (イ) ブラウザソフトで動作するシステムであり、特段の設定変更等がなく利用できること。
 - (ウ) 契約期間は利用可能なシステムであること。ただし、やむを得ず別のシステム（次期パッケージを含む。）を利用しなければならないときは、受託者の責任と負担において本業務の範囲内で実施し、追加費用は発生しないこと。なお、別のシステムへの切替えを行う場合は、必要事項（内容、スケジュール、操作研修の実施等）を主体的に提案又は説明を行い、承諾を得ること。
 - (エ) 定期的にレベルアップ（機能強化拡張）を図るシステムであり、本業務内で最新バージョンに保つこと。
 - (オ) アクセシビリティに配慮したユーザーインターフェースを備えること。
- ウ 機能要件
- 別紙1「要求機能一覧」の機能が全て実装されていること。なお、別紙1に記載のない機能であっても、パッケージとして提供される機能は無償で使用できること。
- エ システム導入時の移行対象データ
- システム導入時において移行の対象となるデータは次に掲げるとおりとし、例規間の引用のリンク及び引用法令へのリンクを実現すること。
- (ア) 現行例規

令和3年12月31日現在の現行例規(852件)に対し、令和4年12月31日までに公示した制定改廃内容を反映したデータとする。

(イ) 廃止例規

令和3年12月31日現在で現行の例規データベースに登録されている廃止例規(257件)及び令和4年12月31日までに公示した制定改廃内容を反映したデータとする。

(ウ) 過去例規

平成17年5月以後の改正時点ごとの過去例規データとする。

(エ) 過去原議

平成17年5月以後の過去原議(2,200件)データとし、改正沿革からのリンクを実現すること。

(オ) 改正履歴

平成17年5月以後の全ての改正内容について、例規ごとに施行年月日単位で履歴を閲覧できること。(平成17年5月から平成24年5月までの改正内容であって、現行の例規データベースに登録されていない改正履歴についてはオプション要件とする。)

オ システム導入時の移行対象データの提供方法

システム導入時において移行の対象となるデータを本市から提供する方法は次に掲げるとおりとする。引用のリンク情報、字下げ等の体裁その他文字情報以外の情報は受託者において作成すること。

(ア) 現行例規

本市のホームページ等から受託者が入手する。

(イ) 廃止例規及び過去原議

例規の文字情報のデータを本市から提供する。

(ウ) 過去例規、改正履歴

過去原議から受託者において作成すること。

(2) 利用者教育

システム導入前に、本市職員に対し操作研修会を実施すること。

ア 対象職員数 300人程度

イ 開催回数 9回程度(1回当たり35人程度出席)

ウ 開催時間 1回当たり90分程度

(3) データ更新

ア 三条市議会定例会終了後(4月、7月、10月及び1月頃)及び本市からの依頼に応じ、年4回以上のデータ更新を行うこと。

イ 三条市議会定例会終了後(4月、7月、10月及び1月頃)のデータ更新の都度、更新データの電子データを格納した電子媒体(DVD-R等)を納

品すること。

ウ データ更新時に本市から提供する原議についてもシステムに登載し、過去例規、改正履歴の更新も行うこと。

エ 更新を行うための原議資料は、データ（Word 又は Excel）で本市が提供する。

オ 年間の更新件数は、制定例規、改正例規、廃止例規の合計で、約 200 件程度とする。

6 非機能要件

- (1) 本業務の作業内容等については、別紙 2「非機能要件一覧」を参照のこと。
- (2) 重要度が必須の要件は、全て対応すること。
- (3) 重要度が目標となっている事項については、サービスレベルに関する合意事項（SLA）として取りまとめること。なお、取りまとめるサービスレベルは、金銭的な賠償を目的として取り決めるものではなく、受託者により提供されるサービスの品質に対する保証や維持・向上を目的とする。
- (4) SLA は、必要に応じて見直しを行い改定する。改定は、双方の合意をもって行い、改定履歴の内容を明記すること。
- (5) 提案事項となっている項目について、受託者が最適と考える提案をすること。

7 費用に係る要件

(1) 委託料の支払

委託料の支払は、システム導入に係る費用（導入費用を要する場合に限る。）にあつては令和 4 年度に、システム運用に係る費用にあつては令和 5 年度から令和 14 年度までの各年度において支払うものとする。

(2) 委託料の減額

利用開始時期の変更等によりサービス提供内容に変更が生じる場合、本市と受託者において委託料の減額を協議するものとする。なお、協議における金額は、提案時に受託者が提出した見積詳細を参考とする。

8 成果物

- (1) システム 一式
- (2) 操作マニュアルの電子データを格納した電子媒体（DVD-R 等） 1 部
- (3) 最新例規集の電子データを格納した電子媒体（DVD-R 等） 1 部（年度

当たり 4 回)

9 保証

システムの稼働後 1 年以内において、明らかに設計・製作上に起因する障害及び通常の使用において障害が発生した場合は、無償にて改修を行うものとする。

10 業務の適正な実施に関すること

(1) 関係法令の遵守

本業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守すること。

(2) 個人情報の遵守

本件業務の実施に当たって個人情報を取り扱う場合には、三条市個人情報保護条例（平成 17 年条例第 11 号）及び三条市個人情報保護条例施行規則（平成 17 年規則第 7 号）、その他関係法令に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(3) 守秘義務

本件業務の実施に当たり、業務上知り得た秘密を他に洩らし、又は自己の利益のために利用することはできない。なお、業務終了後にあっても同様とする。

11 損害賠償

(1) 受託者は、その責めに帰すべき理由により、業務の処理に関して三条市に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

(2) 賠償すべき損害額は、別途協議の上定めるものとする。

(3) 受託者が委託業務の実施に関し、第三者に損害を与えたときは、受託者の負担においてその賠償をするものとする。ただし、その損害の発生が三条市の責めに帰すべき理由による場合は、三条市が負担する。

12 その他

本調達仕様書、実施要領又は契約書に定めのない事項若しくは疑義が生じた事項については、その都度協議して本件業務を進めるものとする。